

最低制限価格制度適用業務の入札に係る注意事項等について（お知らせ）

最低制限価格制度の適用を受ける競争入札については、入札公告及び入札説明書をよく確認していただき、特に次の事項にご注意のうえ参加してください。

1 最低制限価格制度適用業務（競争入札を行うものに限り、WTO案件を除く）

- (1) 毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける次の業務
 - ア 建築物清掃業務
 - イ 常駐警備業務
 - ウ 冷暖房設備等の運転管理（常駐）業務
 - エ 水質、排出ガス等の調査・分析業務（計量法に基づく都道府県知事の登録を入札参加資格とし、原則月1回以上の調査・分析を行うものに限る。）
- (2) 土地家屋調査士が行う用地測量業務
- (3) 樹木のせん定業務（入札参加資格に次の全てを設定するものに限る。）
 - ア 造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に関し一定以上の実務経験等を有する者）のいずれかの技術者を現場責任者に配置できること。
 - イ 職業能力開発促進法による1級又は2級の造園技能士の資格を有する者及び一般社団法人日本造園建設業協会の認定する街路樹剪定士（街路樹剪定士にあつては、街路樹のせん定作業のある業務に限る。）をせん定作業中常時、作業又は現場において指導にあたらせることができること。
なお、造園技能士及び街路樹剪定士は直接的な雇用関係にあるものに限るが、同一人物である必要はない。
 - ウ 広島市建設工事競争入札参加資格者名簿で「造園」の工種に登録されている者であること。

2 最低制限価格等の公表時期及び最低制限価格の算定方法

- (1) 最低制限価格等の公表時期
最低制限価格及び予定価格は「事後公表」とし、落札決定後に公表します。
- (2) 最低制限価格の算定方法
入札等の公正を害そうとする不正な行為を防止するため、最低制限価格の算定に偶発値（最低制限価格の意義を損ねない範囲内で応札後にシステム上偶然的に発生させる値）を導入しています。なお、偶発値は、事後においても公表しません。

【最低制限価格の算定方法】

予定価格 × 2 / 3 ÷ 1.1 ※ × 偶発値 × 1.1 ※

3 入札無効等

- (1) 最低制限価格制度の適用を受ける競争入札においては、最低制限価格を下回る価格で入札を行った場合は、当該入札は無効となります。
※ 低入札価格調査制度においては、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を落札者とする場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査しますが、最低制限価格制度においては、最低制限価格を下回った時点で直ちに無効となります。
- (2) 最低制限価格を下回る価格で入札を行い当該入札が無効となった場合は、再度入札に参加することができません。
※ 電子入札で、1回目の入札で落札候補者又は落札者が決定せず再度入札を行う場合、1回目の入札で最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加することができません。